

保健福祉常任委員会

令和3年6月14日（月）

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和3年第2回定例会
招集日時 令和3年6月14日(月) 午前10時00分
招集場所 議場

出席委員 6名
委 員 長 甲 斐 徳之助
副 委 員 長 加 川 裕 美
委 員 柳 井 哲 也
" 須 藤 京 子
" 藤 田 尚 美
" 北 島 登

欠席委員 1名
委 員 市 川 圭 一

出席説明員
副 市 長 滝 本 昌 司
保健福祉部長 内 藤 雪 枝
保健福祉部次長 飯 野 喜 行
高齢福祉課長 宮 本 史 朗
医療年金課長 石 野 尚 生

議会事務局出席者
書 記 富 田 香 織
書 記 田 上 洋 子

令和3年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

- | | |
|---------|---|
| 議案第 36号 | 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 37号 | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 38号 | 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 決議案第 2号 | 新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議について |
| 請願第 3号 | 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書 |

午前10時00分開会

○甲斐委員長 皆様、おはようございます。

市川委員より遅参の連絡を受けております。

ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は常任委員会委員が新たに選任されて以降、初めての委員会となりますので、改めて委員の紹介をさせていただきます。

初めに、保健福祉常任委員会委員長に就任いたしました、私、甲斐でございます。懸命に、スムーズに進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、加川副委員長より御挨拶をお願いいたします。

○加川副委員長 初めまして、おはようございます。副委員長を拝命いたしました加川です。

国内はいまだ厳しい感染状況にあり、当委員会の果たす役割は大変重いものと考えます。委員の皆様、職員の皆様のお力をお借りし、甲斐委員長をサポートし、懸命に努めてまいります。よろしくお願いいたします申し上げます。

○甲斐委員長 次に、保健福祉常任委員会委員を紹介いたします。

柳井委員。須藤委員。市川委員は遅参連絡ですね。藤田委員。北島委員。

以上であります。よろしくお願いいたします。

次に、本日説明員として出席した者は、滝本昌司副市長、内藤雪枝保健福祉部長、宮本史朗高齢福祉課長、飯野喜行保健福祉部次長、石野尚生医療年金課長、書記として富田君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第36号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第37号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第38号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

決議案第2号 新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議について

請願第3号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第36号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第36号について提案者の説明を求めます。石野尚生医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしくお願いいたします。

議案第36号について説明をさせていただきます。

牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、改正点は1点でございます。新型コロナウイルス感染症の定義を行う文言修正になります。上位法であります新型インフルエンザ

等感染症、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴いまして、そちらを用いております牛久市国民健康保険条例の一部の文言を修正させていただきます。

具体的には、国の感染症法第6条8項の指定感染症として位置づけられておりました新型コロナウイルス感染症が、第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症として位置づけ変更されたことに伴いまして、牛久市の条例中の新型コロナウイルス感染症の定義を変更するものでございます。

以上でございます。

○甲斐委員長 これより議案第36号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で、議案第36号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第37号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第37号について提案者の説明を求めます。石野尚生医療年金課長。

○石野医療年金課長 議案第37号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正点は2点でございます。

1点目は、先ほど御説明いたしました上位法の改正に基づきます新型コロナウイルス感染症の定義の変更でございます。

そしてもう1点が、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方々の国民健康保険保険料の減免について、申請対象期間を延長するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者に対する国保保険料の減免は、昨年度既に規定実施されたものでございますが、現時点においてはこの減免規程は令和3年3月31日で終了しておりまして、これを令和3年4月1日に遡り、そこから令和4年3月31日までの1年間、同様の減免規程を延長するものでございます。

説明は以上でございます。

○甲斐委員長 これより議案第37号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。須藤委員。

○須藤委員 それでは数点質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれた場合の減免措置の今回は期間延長ですけれども、令和2年度において、このコロナ対策としての減免措置を申請された数と、承認された数、そしてそれが全面免除となるのか、一部免除となるのか、その点についてもお尋ねをいたします。1つ目がそれですね。

2つ目が、全面免除となる場合は、死亡された方と、それからまた重篤な傷病を負ったということになるわけですけれども、その重篤な傷病という規定、それがちょっと曖昧ではないかなと思うようなところがあるんですが、牛久では実際どういうふうな状況だったのか。そしてまた、

死亡の場合はあれなんですけれども、その重篤な傷病を負った世帯という方の判断としては、世帯収入がここにはどういうふうに判断されているのか、その点もお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点目ですね。2年度でこの申請をして免除されたという方のその後、死亡ではなく重篤なという方の社会復帰の状況というのは、そちらのほうでは分かっているのでしょうか。このことによって失業になったというような方だと、生活困窮の状況というのが、2年度、3年度と変わらないのではないかなと思うんですけれども、2年度でここの該当をしたのが、3年度、期間は延ばされたけれども、2年度と同様な措置が受けられるのかどうか、その点についてもちょっとお尋ねをしたいと思います。その際、傷病手当金の支給もあったのかどうかということは、それは収入となるのかどうか。その点も含めてお尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

○甲斐委員長 石野尚生医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、令和2年度の実績につきましてですが、令和2年度中に申請がございました保険料としましては平成31年度分と令和2年度分と合わせてになります。申請件数が109件に対しまして、承認された件数が98件。減免決定金額が940万6,000円となっております。

それから、減免の割合につきましては、先ほど須藤委員がおっしゃられたとおり、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合につきましては全額減免。それ以外につきましては、事業収入等の減額の割合ですとか、その他もろもろな条件につきまして8割、6割、4割、2割といった減免割合がございます。そして、重篤な傷病を負った場合というのですけれども、実績といたしましては、死亡による全額減免はございますが、重篤によるということでの全額減免は牛久市ではございませんでした。

こちら介護保険料の基準の説明にはなるんですけれども、重篤な傷病というものの定義の中で、1か月以上の治療を要すると認められた場合などというような注意がありますので、国保におきましてもそれを準用させていただこうとは思っております。

それから、令和2年度の条件が令和3年度も引き続きという御質問に対しましては、こちらは前年度から3割以上落ちたというのが条件になってございますので、令和3年度に該当するには令和2年度からさらに3割落ちたという条件がつきます。令和2年度と同じだけの収入所得しかなかった場合はということなんですけれども、それは通常の算定において、前年度の下がってしまった収入等で税は算定されますので、上がるわけではなく、令和2年度ともし同等であれば、正規の料金が既に下がっているということでございます。

○甲斐委員長 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分開議

○甲斐委員長 再開します。

再度説明を求めます。石野尚生医療年金課長。

○石野医療年金課長 傷病手当金につきまして御説明させていただきますと、年収等で減免というものとはちょっと違っていて、傷病手当金は、コロナ等で休業を余儀なくされた方が無給の休業を行った場合、その無給の休業1日当たりについて、通常であれば収入があった金額の3分の2を日ごとに計算して出すのが傷病手当金の制度となっております。

以上です。

○甲斐委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で、議案第37号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第38号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第38号について提案者の説明を求めます。宮本史朗高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 高齢福祉課の宮本です。よろしく願い申し上げます。

議案第38号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正点は大きく2点でございます。1点目は低所得者に対する介護保険料の軽減についての改正。2点目は新型コロナウイルス感染症関連の介護保険料の減免についての改正となります。

では1点目、低所得者に対する介護保険料の軽減について御説明申し上げます。

軽減そのものは従前から行われておりますけれども、対象となります方は、第1号被保険者のうち特に所得の低い方々、具体的には世帯全員が住民税非課税であります第1所得段階から第3所得段階までの方々が対象となります。ここで前提となる介護保険料の基準額ですが、第1回定例会で御審議をいただきまして、年額5万7,600円だったものが、年額6万円となっております。また、介護保険料は所得に応じて9つの段階に分かれておりますことを改めて御説明申し上げます。

さて、具体的な内容ですけれども、第1所得段階の方は、本来、基準額の50%であります年額3万円のところを基準額の30%であります年額1万8,000円に。第2所得段階の方は、本来、基準額の75%であります年額4万5,000円のところを基準額の50%であります年額3万円に。第3所得段階の方は、本来、基準額の75%であります年額4万5,000円のところを基準額の70%であります年額4万2,000円にそれぞれ軽減しようとするものでございます。

こちらの対象人数の見込みについてでございますが、4月1日時点の数字となりますけれども、第1所得段階の方が2,768名、第2所得段階の方が1,311名、第3所得段階の方が1,073名、合計で5,152名となりまして、全体のおよそ21%となっております。

なお、この介護保険料軽減に要する費用負担はおよそ5,600万円と見込まれておりまして、国が50%、県と市がそれぞれ25%の負担となりますことから、市の負担額はおよそ1,400万円となると見込まれてございます。

次に2点目、新型コロナウイルス感染症関連の介護保険料の減免について御説明申し上げます。

この減免そのものは昨年度に新たに規定されたものでありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などに介護保険料を減免するものですが、令和3年3

月31日までのいわゆる時限措置となっておりました。これを令和3年4月1日に遡り、そこから令和4年3月31日まで同様の減免規程を設けようとするものでございます。

なお、減免に要しました費用に対する国の財政負担につきましては、開会日の提案理由ではその割合が20%であるということでもございましたけれども、その後、厚生労働省より通知がまいりまして、40%に変更するというところでございましたので、お知らせ申し上げます。

以上でございます。

○甲斐委員長 これより議案第38号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。須藤委員。

○須藤委員 それでは、この議案第38号についても37号と同様に、コロナ対策の部分のみちょっと御説明いただきたいんですが、やはり令和2年度のコロナ対策として出た介護保険料の減免の申請の数、それから全額減免なのか、一部減免なのか、その人数をまずお示しをいただきたいと思います。

それから、先ほど国保のほうで御説明いただいたので同様かと思えますけれども、令和2年度の収入減の状況を令和3年度ではどういうふうな減免というか、その形がどういうふうに行われたのかということです。それから、もう一つなんですけれども、コロナ対策としての軽減ということは、突発的な事態での減免ということになるんですが、その減免に対する申請が、例えば一部減免で5%ありますけれども、それらの減免のいわゆる収入と、それから通常の介護保険料で世帯全体での収入がどうかを見た場合の軽減の金額というんですか、その辺で言うと第11条の5項から7項にある通常の減免と、コロナでの減免との収入の差というのはどうなんでしょうか。コロナのほうが高いのか、それとも同等なのか。ちょっとその辺について御説明をいただきたいと思います。

○甲斐委員長 宮本史朗高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 数点の御質問にお答え申し上げます。

まず1点目、昨年度の実績等ということになろうかと思えますけれども、介護保険料につきましては、2か年分合わせまして、申請件数が31件、実際に減免いたしました件数が26件、減免となりました保険料につきましては70万6,900円でございます。

それから2点目、令和3年度について、判断といいますか、どのような対応をされるかということかと思うんですけれども、先ほど国保のほうでも御説明ありましたとおり、減免となりますのは前年度から3割以上減になった場合というところは変わりがございません。したがって、前年度からさらにまた3割減りませんと対象とはならないところですが、先ほどと同じような話になりますが、もともとの収入、絶対値といいますか値が減った場合には本来の保険料そのものが下がりますので、そちらのほうで対応といいますか、対策といいますか、させていただけるのではないかなと思います。

3点目の、実際どちらのほうかという御質問かと思うんですけれども、例えば極端な話、失礼な話かも分かりませんが、主たる生計維持者がお亡くなりになった場合にはこれは100%減でございますので、当然第1になる第2になるというよりは、はるかにそちらのほうが減

の幅は大きいと思うんですけども、それ以外の場合につきましては、所得の状況ですとか、実際にどのくらい減ったかということ等も勘案いたしまして、本来の介護保険料との比較が必要となりますので、ちょっとこの場で一概に申し上げることはなかなか難しいかなと思ってございます。

以上でございます。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 最後に伺ったところはなかなか嫌らしい質問だなと自分でも思っておりますので、コロナはその症状によって突発的に起こってくる災害と同等ですから、通常のいわゆる世帯の経済状態とは別に考えられるというのは、当然しかるべきだと思って理解はしております。

それで、先ほどもちょっと伺い忘れたというか、出てなかったのかも分からないんですけども、減免された方で全額減免と一部減免というのの割合というか人数というか、その辺は出ているのか。一部減免が多かったのか。ちょっとその辺もし分かればお答えいただければというふうに思います。

以上です。

○甲斐委員長 宮本史朗高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 再度のご質問でございますが、大変申し訳ございません。内訳まではちょっと今手元にはございませんので、後ほどご報告させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○甲斐委員長 大丈夫ですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で、執行部提案議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論を行われる方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして順次採決します。

採決は挙手により行います。

まず、議案第36号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に議案第38号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、決議案第2号、新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議についてを議題とします。

決議案第2号について、意見のある方は御発言をお願いします。須藤委員。

○須藤委員 この件に関しては、議会全体でこの決議案がまとめるということで、こうした取組を議会が行うということは、大変議会として市民の生活に鑑みてどういうことなのかということで、こういう決議が上げられるということは大変妥当なことではないかなというふうに思っています。

それから、この内容につきましても、やはりそこここで各議員の方々が市民の方々から言われていることではないかなということで、こうした体制をきちんと取っていただくように議会として市に求めるということの重要性というのを改めて認識し、こうした行動ができる議会としては重要なことだというふうに思っております。

以上です。

○甲斐委員長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なければ、以上で決議案第2号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なければ、以上で討論を終結します。

これより決議案第2号について採決いたします。

採決は挙手にて行います。

決議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

請願第3号について、意見のある方は御発言をお願いします。ありませんか。須藤委員。

○須藤委員 この意見書についてですけれども、やはりこれも大変重要な問題であると認識をしております。新型コロナウイルス感染症が日本の中で発症を認められて以降、もう1年以上にわたって、多くの国民の生活が誰一人そこから逃れることができないという状況が起きていると思っております。特に、医療や介護の現場の方々の、そして保育園であるとか学校もそうですけれども、多くのいわゆるエッセンシャルワーカーという方々がその最前線で、特に医療の現場はそうだと思いますけれども、自分の命を削り出すような形で対応していらっしゃると思います。国は医療、介護、福祉、そうしたものに十分な財源確保を行うこと、そして、病院の再編ということも、ここもうたわれておりますけれども、これも今地域医療の崩壊というのが多々言われております。こうしたことも含めて、国全体で考えていかなければいけない問題であろうと思います。また、保健所の設置も県全体ではどんどん減らされている中で、こうした事項、感染症に対する

最前線の職員が減らされている中でのパンデミックだったということを考え合わせれば、強化、拡充を図ることということは妥当だと思っておりますので、こうした市民の苦しみ、声を国に届けるということは大変重要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○甲斐委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なければ、以上で請願第3号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより請願第3号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、請願第3号は原案のとおり採択されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

また、市川委員より欠席の届出がありました。

これをもちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時36分閉会